

特定非営利活動法人

くらしのたすけあい えぷろんの会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くらしのたすけあい えぷろんの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府阪南市光陽台1丁目16番10号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域住民の善意の参加と協力を得て、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるように介護予防・生活支援を目的とした「自立支援・在宅サービス活動」を行う。また公的介護保険においては「えぷろんの会介護保険居宅サービス事業所」「居宅介護支援事業所」として、訪問介護ヘルパー派遣事業を行うと共にヘルパーの質の向上を図り安心して暮らせる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号（保健・医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①自立支援・在宅サービス活動事業
- ②介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ③介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑥福祉有償運送事業
- ⑦介護保険法に基づく第1号事業
- ⑧介護予防拠点事業
- ⑨ふれあい活動事業（茶の間ギャラリー等）
- ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑪その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。
ただし、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧 問)

- 第15条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本法人の活動に功労のあった者の内から総会で推薦し、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本法人の運営の重要事項に関し、意見を述べる事ができる。また本法人の重要項目について、理事長の諮問に応じる。
 - 4 顧問は、理事長の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べる事ができる。
 - 5 顧問の任期は、役員の任期と同じとする。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- 但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することがで

きる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数 (書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第34条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資 産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 資産は、理事等が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第41条 理事長は、毎年事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書を作成し、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか次に掲げる書類を常にそなえて置かなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の移動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の死亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(余剰財産の処分)

第48条 解散後の残余財産は、解散を決議した社員総会で定める他の特定非営利活動法人もしくは民法第34条の規定により設立された法人に帰属する。

第9章 雑 則

(公告)

第49条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2

第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委 任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款に定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - ① 正会員 会費年額 1,000円
 - ② 賛助会員 会費年額 500円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず平成16年6月30日までとする。

1. 理事長	氏名	岩井 俊子
2. 副理事長	氏名	入江 好子
3. 理事	氏名	大津 普子
4. 理事	氏名	中原 孝子
5. 理事	氏名	釣船 廣子
6. 監事	氏名	山下 績

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

これは、当法人の定款に相違ありません。
大阪府阪南市光陽台一丁目16番10号
特定非営利活動法人 ぐらしのたすけあい えぷろんの会

理事長 村上 英司

事業計画書(案)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

I 事業の実施方針

地域社会に関心をもち、高齢になっても自らが望む環境で生活を続け、助け合いながらハンディキャップの有無に関係なく社会との関わりが出来るように、在宅での生活を支援します。生活支援、介護予防拠点事業の介護予防教室等、多彩なプログラムで、高齢者だけでなく障がい者や子供等の多世代を含めた、地域住民と交流できる共生型地域社会を実現するための地域作りを進めていきます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 自立支援事業

【内 容】 毎日の生活の中でチョット困ったときの手助け

【実施場所】 NPO 法人えぶろんの会事業所

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険等の制度を条件的に利用できない方々

【収 益】 432,000円 利用料 (@2,000円×18H)×12ヶ月

【費 用】 302,400円 人件費 (@1,400円×18H)×12ヶ月

(2) 居宅介護支援事業

【内 容】 介護保険利用者に対してのケアプラン作成を行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施時間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険認定者(要支援1・2、事業対象者、要介護1・2・3・4・5の方)

【収 益】 9,131,268円 プラン料 (@12,889円×51人+@3,700円×28人)×12ヶ月

【費 用】 1,620,000円 人件費(介護支援専門員1名)

(3) 訪問介護事業 (訪問型現行相当サービス含む)

【内 容】 介護保険利用者に対しヘルパー派遣を行い、在宅での身体介護並びに生活援助等を行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険認定者(要支援1・2、事業対象者、要介護1・2・3・4・5の方)

【収 益】 21,780,000円 訪問介護(@3,100円×330H)×12ヶ月+

訪問型現行相当サービス(@3,300円×240H)×12ヶ月

【費 用】 15,732,000円 人件費(@2,300円×570H)×12ヶ月

サー責人件費、処遇改善加算含む

(4) 障がい福祉サービス事業

【内 容】 障がい者の社会参加(ガイド)、身体介護、生活援助などの
居宅介護サービス、同行援護サービスを行う。

【実施場所】 阪南市近隣市町村

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 障がい福祉サービス受給者

【収 益】 9,568,800円 利用料 (@3,180円×230H) ×12ヶ月
地域支援事業 (@2,200円×30H) ×12ヶ月

【費 用】 7,488,000円 人件費 (@2,400円×260H) ×12ヶ月
サー責人件費、処遇改善加算含む

(5) 地域生活支援事業

(4) 障がい福祉サービス事業と同内容の為、収益・費用は(4)に含む

(6) 福祉有償運送事業

【内 容】 単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で、十分な移動サービスが確保できないため、当事業所に移送利用者として登録された方を対象に通院等のサービスを行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 当事業所に移送利用者として登録された方

【収 益】 288,000円 利用料 (@200円×120回) ×12ヶ月

【費 用】 1,075,200円 人件費 (@89,600円×12ヶ月)

(7) 第1号事業 (訪問型現行相当サービスは③に含む)

【内 容】 地域住民主体の趣味活動、体操、運動等の自主的な通いの場としての事業を行う。

【実施場所】 NPO法人えぶろんの会 茶ノ間ギャラリー

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前10時～午後4時

【事業の対象者】 総合事業事業対象者、一般高齢者など地域住民を対象とする。

【収 益】 1,375,008円 通所型サービスB 報償費及び賃貸料
(@114,584円×12ヶ月)

【費 用】 840,000円 通所型サービスB 報償費(人件費、その他経費)

(8) 介護予防拠点事業

【内 容】 住み慣れた地域で健康を維持するための介護予防活動、通いの場としての予防拠点運営事業を行う。

【実施場所】 NPO法人えぶろんの会事業所

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後4時

【事業の対象者】 一般高齢者など地域住民を対象とする。

【収 益】 6,870,425 円 利用料（介護予防普及啓発事業 4,716,800 円）
（地域介護予防活動支援事業 1,980,825 円）
（いきいき交流センター講師料 @14,400 円×12 回）

【費 用】 3,972,000 円 人件費（介護予防普及啓発事業 @1,300 円×1,236H）
（地域介護予防活動支援事業 @1,300 円×1,154H）
（会議@1,300 円×240H）（講師派遣@1,300 円×72H）
その他経費

（9）ふれあい活動事業（茶ノ間ギャラリー等）

【内 容】 住み慣れた町でいつでも・誰でもが参加できる生きがいくりのたまり場。

【実施場所】 NPO 法人えぷろんの会事業所

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前10時～午後4時

【事業の対象者】 一般高齢者などの住民を対象とする。

【収 益】 1,344,000 円 利用料（@200 円×20 杯×23 日）×12 ヶ月
壁ギャラリーその他 240,000 円

【費 用】 332,000 円 経費（@60 円×20 杯×23 日）×12 ヶ月
その他仕入れ代等

（10）相談支援事業

【内 容】 障がい福祉サービス等の利用計画の作成

【実施場所】 NPO 法人えぷろんの会事業所

【実施日時】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく計画相談支援の対象者

【収 益】 100,000 円

【費 用】 70,000 円

（11）その他目的を達成するために必要な事業

実績なし

事業計画書(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 事業の実施方針

地域社会に関心をもち、高齢になっても自らが望む環境で生活を続け、助け合いながらハンディキャップの有無に関係なく社会との関わりが出来るように、在宅での生活を支援します。生活支援、介護予防拠点事業の介護予防教室等、多彩なプログラムで、高齢者だけでなく障がい者や子供等の多世代を含めた、地域住民と交流できる共生型地域社会を実現するための地域作りを進めていきます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 自立支援事業

【内 容】 毎日の生活の中でチョット困ったときの手助け

【実施場所】 NPO 法人えぶろんの会事業所

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険等の制度を条件的に利用できない方々

【収 益】 480,000円 利用料 (@2,000円×20H)×12ヶ月

【費 用】 336,000円 人件費 (@1,400円×20H)×12ヶ月

(2) 居宅介護支援事業

【内 容】 介護保険利用者に対してのケアプラン作成を行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施時間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険認定者(要支援1・2、事業対象者、要介護1・2・3・4・5の方)

【収 益】 9,131,268円 プラン料 (@12,889円×51人+@3,700円×28人)×12ヶ月

【費 用】 1,800,000円 人件費(介護支援専門員1名)

(3) 訪問介護事業 (訪問型現行相当サービス含む)

【内 容】 介護保険利用者に対しヘルパー派遣を行い、在宅での身体介護並びに生活援助等を行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 介護保険認定者(要支援1・2、事業対象者、要介護1・2・3・4・5の方)

【収 益】 22,164,000円 訪問介護(@3,100円×335H)×12ヶ月+

訪問型現行相当サービス(@3,300円×245H)×12ヶ月

【費 用】 16,008,000円 人件費(@2,300円×580H)×12ヶ月

サー責人件費、処遇改善加算含む

(4) 障がい福祉サービス事業

【内 容】 障がい者の社会参加(ガイド)、身体介護、生活援助などの
居宅介護サービス、同行援護サービスを行う。

【実施場所】 阪南市近隣市町村

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 障がい福祉サービス受給者

【収 益】 9,891,600円 利用料 (@3,180円×235H) ×12ヶ月
地域支援事業 (@2,200円×35H) ×12ヶ月

【費 用】 7,776,000円 人件費 (@2,400円×270H) ×12ヶ月
サー責人件費、処遇改善加算含む

(5) 地域生活支援事業

(4) 障がい福祉サービス事業と同内容の為、収益・費用は(4)に含む

(6) 福祉有償運送事業

【内 容】 単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で、十分な移動サービスが確保できないため、当事業所に移送利用者として登録された方を対象に通院等のサービスを行う。

【実施場所】 阪南市、近隣市町村

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後5時

【事業の対象者】 当事業所に移送利用者として登録された方

【収 益】 288,000円 利用料 (@200円×120回) ×12ヶ月

【費 用】 1,140,000円 人件費 (@95,000円×12ヶ月)

(7) 第1号事業 (訪問型現行相当サービスは③に含む)

【内 容】 地域住民主体の趣味活動、体操、運動等の自主的な通いの場としての事業を行う。

【実施場所】 NPO法人えぶろんの会 茶ノ間ギャラリー

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前10時～午後4時

【事業の対象者】 総合事業事業対象者、一般高齢者など地域住民を対象とする。

【収 益】 1,375,008円 通所型サービスB 報償費及び賃貸料
(@114,584円×12ヶ月)

【費 用】 900,000円 通所型サービスB 報償費(人件費、その他経費)

(8) 介護予防拠点事業

【内 容】 住み慣れた地域で健康を維持するための介護予防活動、通いの場としての予防拠点運営事業を行う。

【実施場所】 NPO法人えぶろんの会事業所

【実施日時】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 午前9時～午後4時

【事業の対象者】 一般高齢者など地域住民を対象とする。

【収 益】 6,870,425 円 利用料（介護予防普及啓発事業 4,716,800 円）
（地域介護予防活動支援事業 1,980,825 円）
（いきいき交流センター講師料 @14,400 円×12 回）

【費 用】 4,000,000 円 人件費（介護予防普及啓発事業 @1,300 円×1,236H）
（地域介護予防活動支援事業 @1,300 円×1,154H）
（会議@1,300 円×240H）（講師派遣@1,300 円×72H）
その他経費

（9）ふれあい活動事業（茶ノ間ギャラリー等）

【内 容】 住み慣れた町でいつでも・誰でもが参加できる生きがいくりのたまり場。

【実施場所】 NPO 法人えぷろんの会事業所

【実施日時】 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 午前 10 時～午後 4 時

【事業の対象者】 一般高齢者などの住民を対象とする。

【収 益】 1,680,000 円 利用料（@200 円×25 杯×23 日）×12 ヶ月
壁ギャラリーその他 300,000 円

【費 用】 414,000 円 経費（@60 円×25 杯×23 日）×12 ヶ月
その他仕入れ代等

（10）相談支援事業

【内 容】 障がい福祉サービス等の利用計画の作成

【実施場所】 NPO 法人えぷろんの会事業所

【実施日時】 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 午前 9 時～午後 5 時

【事業の対象者】 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく計画相談支援の対象者

【収 益】 100,000 円

【費 用】 70,000 円

（11）その他目的を達成するために必要な事業
実績なし

令和5年度 活動 予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

科 目	金 額 (円)	備 考
I 経常収益		
1 受取会費	38,000	正会員(①1,000円×38名)
2 事業収益		
①自立支援事業収益	432,000	自立支援 (②2,000円×18H)×12ヵ月
②居宅介護支援事業収益	9,131,268	(要介護③12,889円×51人+要支援④3700円×28人)×12ヵ月
③訪問介護事業収益	21,780,000	(訪問介護⑤3,100円×330H + 訪問型現行相当サービス⑥3,300円×240H)×12ヵ月
④障害福祉サービス事業収益	9,568,800	(⑦3,180円×230H)×12ヵ月、地域支援事業 (⑧2,200円×30H)×12ヵ月
⑤福祉有償運送事業収益	288,000	(⑨200円×120回)×12ヵ月
⑥第1号事業収益(訪問型現行相当サービスは③に含む)	1,375,008	通所型サービスB 報償費及び賃借料 (⑩114,584円×12ヵ月)
⑦介護予防拠点事業収益	6,870,425	介護予防普及啓発事業分4,716,800円、地域介護予防活動支援事業分1,980,625円 いきいき交流センター講師派遣 ⑪14,400円×12ヵ月
⑧ふれあい活動事業収益(茶ノ間ギャラリー等)	1,344,000	(⑫200円×20杯×23日)×12ヵ月 壁ギャラリーその他収入 240,000円
⑨相談支援事業収益	100,000	
⑩その他目的を達成するために必要な事業収益	0	
事業収益計	50,889,501	
3 その他収益		
受取利息	120	池田泉州銀行(普通預金、定期預金) ゆうちょ銀行
その他収益計	120	
経常収益合計	50,927,621	
II 経常費用		
1 事業費		
①自立支援事業費	302,400	自立支援人件費 (⑬1,400円×18H)×12ヵ月
②居宅介護支援事業費	1,620,000	介護支援専門員 1名
③訪問介護事業費	15,732,000	(⑭2,300円×570H)×12ヵ月 サービス人件費、処遇改善加算含む
④障害福祉サービス事業費	7,488,000	(⑮2,400円×260H)×12ヵ月 サービス人件費、処遇改善加算含む
⑤福祉有償運送事業費	1,075,200	(⑯89,600円×12ヵ月)
⑥第1号事業費(訪問型現行相当サービスは③に含む)	840,000	通所型サービスB 報償費(コデイネーター人件費、電気代、講師代等その他経費)
⑦介護予防拠点事業費	3,972,000	介護予防普及啓発事業分⑰1,300円×1,236H、地域介護予防活動支援事業分⑱1,300円 ×1,154H、会費⑲1,300円×240H、いきいき交流センター講師派遣⑳1,300円×72H、その他経費
⑧ふれあい活動事業費(茶ノ間ギャラリー等)	332,000	(㉑60円×20杯×23日)×12ヵ月、その他仕入れ代等
⑨相談支援事業費	70,000	
⑩その他目的を達成するために必要な事業費	0	
事業費計	31,431,600	
2 管理費		
(1)人件費		
①役員報酬	5,004,000	(㉒417,000円×12ヵ月) 1名
②給料手当	2,466,000	事務局 3名
③賞与	250,000	事務局 3名
④法定福利費	2,000,000	社会保険料金負担分、労働保険料
⑤福利厚生費	200,000	健康診断会負担金、慶弔費、ヘルパ-懇親会代他
⑥退職給付費用	120,000	中小企業退職金共済制度掛金
(2)その他経費		
⑦賃借料	4,404,000	家賃 (㉓367,000円×12ヵ月)
⑧水道光熱費	700,000	上下水道、電気、プロパンガス代
⑨通信費	710,000	固定電話2台、携帯電話10台、インターネット使用料他
⑩事務文具費	260,000	コピー用紙、プリンター代、コピーカウンター料他
⑪教育訓練費	50,000	セミナー研修費、各種研修費他
⑫旅費交通費	400,000	通勤交通費、研修会等交通費、理事会交通費手当等
⑬修繕費	420,000	ソフト及びプリンター保守点検料、照明器具修理代他
⑭自動車費	513,000	ガソリン代、任意自動車保険料、車検代行及び整備代(3台)
⑮消耗品費	250,000	ヘルパ-タオル代、日用品代他
⑯保険料	303,291	火災保険料、賠償責任保険料、ヘルパ-傷害保険料、低解約返戻金型定期保険料他
⑰租税公課	64,400	軽自動車税、重量税(3台)、印紙代他
⑱リース料	350,000	コピー機、電話機リース料、AEDリース料
⑲税理士報酬	200,000	
⑳広告宣伝費	80,000	カレンダー代他
㉑雑費	200,000	廃棄物処理代、諸会費他
㉒減価償却費	59,369	建物付属設備他
㉓支払手数料	13,200	硬貨取扱料金 1,100円×12ヵ月
管理費計	19,017,260	
経常費用合計	50,448,860	
税引前当期正味財産増減額	478,761	
法人税、住民税及び事業税	100,000	
当期正味財産増減額	378,761	
前期繰越正味財産額	15,821,896	
次期繰越正味財産額	16,200,657	

令和6年度 活動 予算書 (案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

科 目	金 額 (円)	備 考
I 経常収益		
1 受取会費	38,000	正会員(①1,000円×38名)
2 事業収益		
①自立支援事業収益	480,000	自立支援 (@2,000円×20H)×12ヵ月
②居宅介護支援事業収益	9,131,268	(要介護@12,889円×51人+要支援@3700円×28人)×12ヵ月
③訪問介護事業収益	22,164,000	(訪問介護@3,100円×335H + 訪問型現行相当サービス@3,300円×245H)×12ヵ月
④障害福祉サービス事業収益	9,891,600	(@3,180円×235H)×12ヵ月、地域支援事業 (@2,200円×35H)×12ヵ月
⑤地域生活支援事業収益(④と同内容のため④に含む)	0	
⑥福祉有償運送事業収益	288,000	(@200円×120回)×12ヵ月
⑦第1号事業収益(訪問型現行相当サービスは③に含む)	1,375,008	通所型サービスB 報償費及び賃借料 (@114,584円×12ヵ月)
⑧介護予防拠点事業収益	6,870,425	介護予防普及啓発事業分4,716,800円、地域介護予防活動支援事業分1,980,825円 いきいき交流センター講師派遣 @14,400円×12ヵ月
⑨ふれあい活動事業収益(茶の間ギャラリー等)	1,680,000	(@200円×25杯×23日)×12ヵ月 壁ギャラリーその他収入 300,000円
⑩相談支援事業収益	100,000	
⑪その他目的を達成するために必要な事業収益	0	
事業収益計	51,980,301	
3 その他収益		
受取利息	120	池田泉州銀行(普通預金、定期預金) ゆうちょ銀行
その他収益計	120	
経常収益合計	52,018,421	
II 経常費用		
1 事業費		
①自立支援事業費	336,000	自立支援人件費 (@1,400円×20H)×12ヵ月
②居宅介護支援事業費	1,800,000	介護支援専門員 1名
③訪問介護事業費	16,008,000	(@2,300円×580H)×12ヵ月 サービス人件費、処遇改善加算含む
④障害福祉サービス事業費	7,776,000	(@2,400円×270H)×12ヵ月 サービス人件費、処遇改善加算含む
⑤地域生活支援事業費(④と同内容のため④に含む)	0	
⑥福祉有償運送事業費	1,140,000	(@95,000円×12ヵ月)
⑦第1号事業費(訪問型現行相当サービスは③に含む)	900,000	通所型サービスB 報償費(コーディネーター人件費、電気代、講師代等その他経費)
⑧介護予防拠点事業費	4,000,000	介護予防普及啓発事業分@1,300円×1,236H、地域介護予防活動支援事業分@1,300円×1,154H、会議@1,300円×240H、いきいき交流センター講師派遣@1,300円×72H、その他経費
⑨ふれあい活動事業費(茶の間ギャラリー等)	414,000	(@60円×25杯×23日)×12ヵ月、その他仕入れ代等
⑩相談支援事業費	70,000	
⑪その他目的を達成するために必要な事業費	0	
事業費計	32,444,000	
2 管理費		
(1)人件費		
①役員報酬	5,004,000	(@417,000円×12ヵ月) 1名
②給料手当	2,466,000	事務局 3名
③賞与	250,000	事務局 3名
④法定福利費	2,000,000	社会保険料金負担分、労働保険料
⑤福利厚生費	250,000	健康診断金負担金、慶弔費、ヘルパー懇親会代他
⑥退職給付費用	120,000	中小企業退職金共済制度掛金
(2)その他経費		
⑦賃借料	4,404,000	家賃 (@367,000円×12ヵ月)
⑧水道光熱費	750,000	上下水道、電気、プロパンガス代
⑨通信費	710,000	固定電話2台、携帯電話10台、インターネット使用料他
⑩事務文具費	300,000	コピー用紙、プリンター代、エドールカウンター料他
⑪教育訓練費	100,000	ケアマネ研修費、各種研修費他
⑫旅費交通費	420,000	通勤交通費、研修会等交通費、理事会交通費手当等
⑬修繕費	450,000	ソファ及びプリンター保守点検料、照明器具修理代他
⑭自動車費	400,000	ガソリン代、任意自動車保険料、その他経費
⑮消耗品費	250,000	ヘルパータオル代、日用品代他
⑯保険料	303,291	火災保険料、賠償責任保険料、ヘルパー傷害保険料、低解約返戻金型定期保険料他
⑰租税公課	64,400	軽自動車税、重量税(3台)、印紙代他
⑱リース料	350,000	コピー機、電話機リース料、AEDリース料
⑲税理士報酬	200,000	
⑳広告宣伝費	85,000	カレンダー代他
㉑雑費	200,000	廃棄物処理代、請金費他
㉒減価償却費	59,369	建物付属設備他
㉓支払手数料	13,200	硬貨取扱料金 1,100円×12ヵ月
管理費計	19,149,260	
経常費用合計	51,593,260	
税引前当期正味財産増減額	425,161	
法人税、住民税及び事業税	100,000	
当期正味財産増減額	325,161	
前期繰越正味財産額	16,173,057	
次期繰越正味財産額	16,498,218	